

## 事例1 釣り場へ行く途中、死角を補う見張りを行っていなかった場合

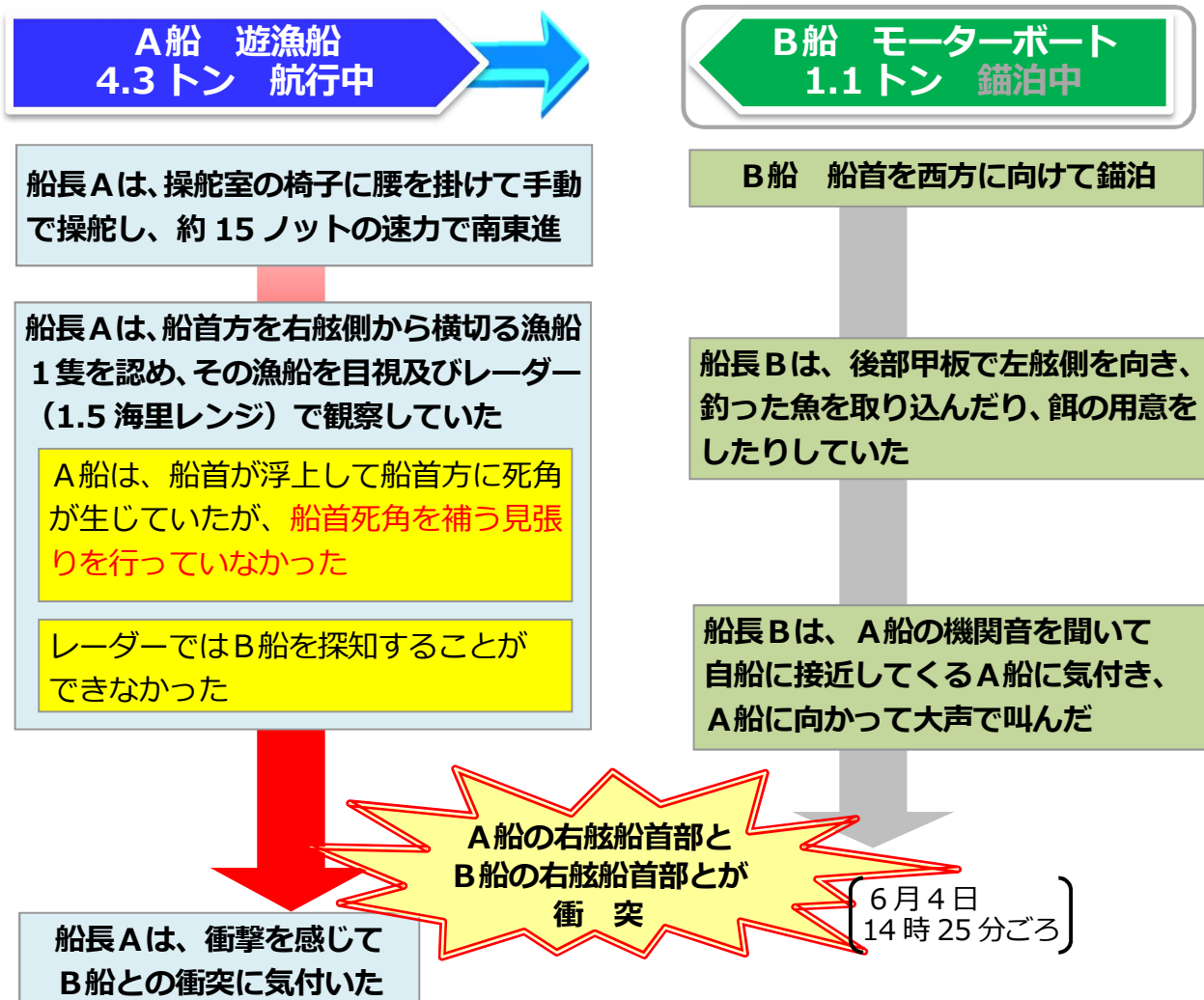
### 航行中、船首浮上による死角で、錨泊中のモーターボートに気付かずに衝突

概要：A船は船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せて航行中、

B船は船長Bが1人で乗り組み錨泊中、両船が衝突した。

A船：右舷船首部に擦過傷、死傷者なし

B船：右舷船首部外板に破口等、船長が負傷（頭部及び胸部打撲）



天気：晴れ  
風向：南南西  
風力：2 視界良好  
海上：平穏

船長Aは、ふだん、操舵室の天井窓から頭を出したり、船首を左右に振ったりして、船首死角を補っていましたが、本事故時は行っていませんでした



### 再発防止に向けて（事故防止策）

- ・見張りは、目視に加えレーダーも適切に使用して周囲の船舶を見落とさないように行うこと
- ・航行中、船首死角が生じる場合は、適切な見張りを行うため、船首死角を補う措置を講じること
- ・小型船は、レーダーリフレクターを掲げることが望ましい

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成24(2012)年9月28日公表）

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-9-52\\_2011ns0051.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-9-52_2011ns0051.pdf)